

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 産業労働部経営支援課

法令名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	法令の番号	平成5年法律第51号
許認可等の種類	基盤施設計画の変更認定	根拠条項	第6条第1項
審査基準	変更認定の基準は、基盤施設計画の認定の基準を準用する。		
受付 機関	経営支援課	処理 機関	経営支援課
交付 機関	経営支援課	標準処理期間	30日
		標準経由期間	日
		目次 NO	62